

中期財政計画

(第4期：令和8年度～令和12年度)

令和7年10月策定

三 春 町

目 次

計画策定にあたって.....	1
1 中期財政計画について.....	2
2 第3期中期財政計画（令和3年度～令和7年度）の 総括について.....	3
3 財政の見通し.....	4
4 計画達成の方策.....	16
5 中期財政計画 歳入推移.....	21
歳出推移.....	22
収支・基金残高内訳.....	23
財政指標及び町債残高見込.....	24
6 目標値の設定（令和12年度）.....	25
＜参考＞	
第8次三春町長期計画分野別事業費（R8～R12）.....	26
用語解説.....	27

計画策定にあたって

当町では、厳しい財政状況を改善するため、積極的に行財政改革に取り組んできた。

また、財政的視点から町長期計画等を支援し、計画の実効性を高め、予算編成や予算執行の指針として活用することを目的とし、平成22年度より「中期財政計画」の策定及びローリング作業を行ってきた。本計画は、令和8年度～令和12年度を計画期間とした第4期目の計画となる。

一般会計における町債残高は、これまでの取組みによりピーク時の約136億円から約70億円にまで減少させるなどの成果を上げてきた。令和2年度以降は、三春町役場庁舎建設事業、岩江こども園整備事業、アウトドア・アクティビティ拠点施設整備事業等の大型事業を実施するため、借入金を増額し町債残高は90億円を超えることとなつた。令和6年度の決算における「実質公債費比率」は7.8%、「将来負担比率」は55.5%となり、前回の計画策定時（令和2年度：実質公債費比率8.1%、将来負担比率17.5%）と比較すると将来負担比率は増加している。

また、財政調整基金は令和6年度決算で約7億円、一般会計における基金全体としては約27億円を保有しているが、財政調整基金の目安として標準財政規模の1割程度は確保できるよう今後の見通しを立てながら予算管理を行っている。

令和7年6月に策定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、成長型経済の実現のため、継続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ国民の所得と計税全体の生産性を向上させるとしている。このため、経済の大きな転換期となる状況や様々な分野での価格上昇は避けられない状況であり、今後の町の財政にとって大きな影響を与えるものとなる。

本計画では、こうした状況を踏まえ、今後5年間の財政見通しを行うことにより、将来的に持続可能な行財政基盤を確立するとともに、財政の健全性を確保するため中期財政計画を策定する。

1 中期財政計画について

(1) 計画策定の目的

中期的な財政収支の見通しを立て、これに基づき、現在及び将来における問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにする。

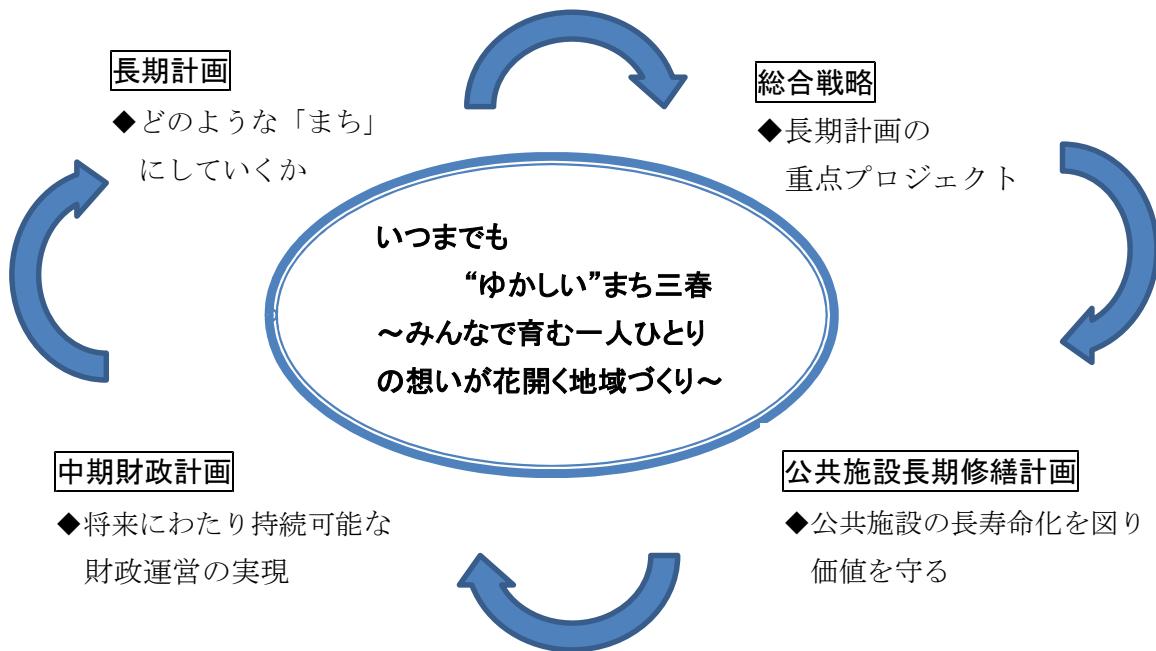
中期的な視点から、第8次三春町長期計画で定める施策・事業の選択や位置付けをする際の財源の裏付けとする。

また、財政に関する情報を幅広く提供し、本町の行財政運営への理解を深め、その改善を着実に進めるための契機とする。

さらに、将来の財政収支の見通しを明らかにしながら、長期計画の策定や予算の編成・執行及び日常の行政管理にあたっての指針とする。

(2) 計画の位置付け

第8次三春町長期計画や重点プロジェクト、公共施設長期修繕計画を財政的視点から補完するものとする。



(3) 計画期間及び会計単位

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、国の制度改革や景気動向に伴って変動する税収等を反映するとともに、新たに発生する行政需要等に適切に対応するため、毎年度ローリング作業を行うこととする。

会計単位は、一般会計とする。

2 第3期中期財政計画(令和3年度～令和7年度)の総括について

(1)中期財政計画の目標値について

- ① 令和7年度末の財政調整基金残高を5億円以上確保する。
- ② 令和7年度実質公債費比率（3カ年平均）を10.0%程度にする。
- ③ 令和7年度将来負担比率を概ね70.0%程度にする。
- ④ 令和7年度末の町債残高を90億円程度にする。

(2)計画の取り組み状況

中期財政計画各年度の目標値と実績値について

(単位：百万円、%)

年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	計画値	実績値	比較	計画値	実績値	比較	計画値	実績値	比較	計画値	実績値	比較	計画値	見込み	比較
財 調 基 金 残 高	1,014	884	▲ 130	1,018	1,041	23	622	1,029	407	637	737	100	556	755	199
実質公債費比率	8.1	7.4	▲ 0.7	7.5	7.4	▲ 0.1	8.1	7.7	▲ 0.4	9.0	7.8	▲ 1.2	8.2	7.5	▲ 0.7
将 来 負 担 比 率	35.8	10.4	▲ 25.4	47.4	13.2	▲ 34.2	58.5	24.3	▲ 34.2	56.0	55.5	▲ 0.5	62.4	49.2	▲ 13.2
町 債 残 高	7,522	7,736	214	8,369	7,958	▲ 411	8,422	8,552	130	9,262	9,311	49	9,399	9,252	▲ 147
予 算 規 模	7,425	9,546	2,121	8,065	9,779	1,714	9,182	10,308	1,126	9,227	11,153	1,926	8,694	9,955	1,261
財 政 力 指 数	0.49	0.44	▲ 0.05	0.45	0.44	▲ 0.01	0.45	0.44	▲ 0.01	0.45	0.43	▲ 0.02	0.43	0.43	0.00
経 常 収 支 比 率	92.3	94.2	1.9	89.6	91.2	1.6	100.4	92.4	▲ 8.0	95.9	91.4	▲ 4.5	105.9	94.8	▲ 11.1

※計画値は、各年度ローリング実施後の数値、実績値は決算値。

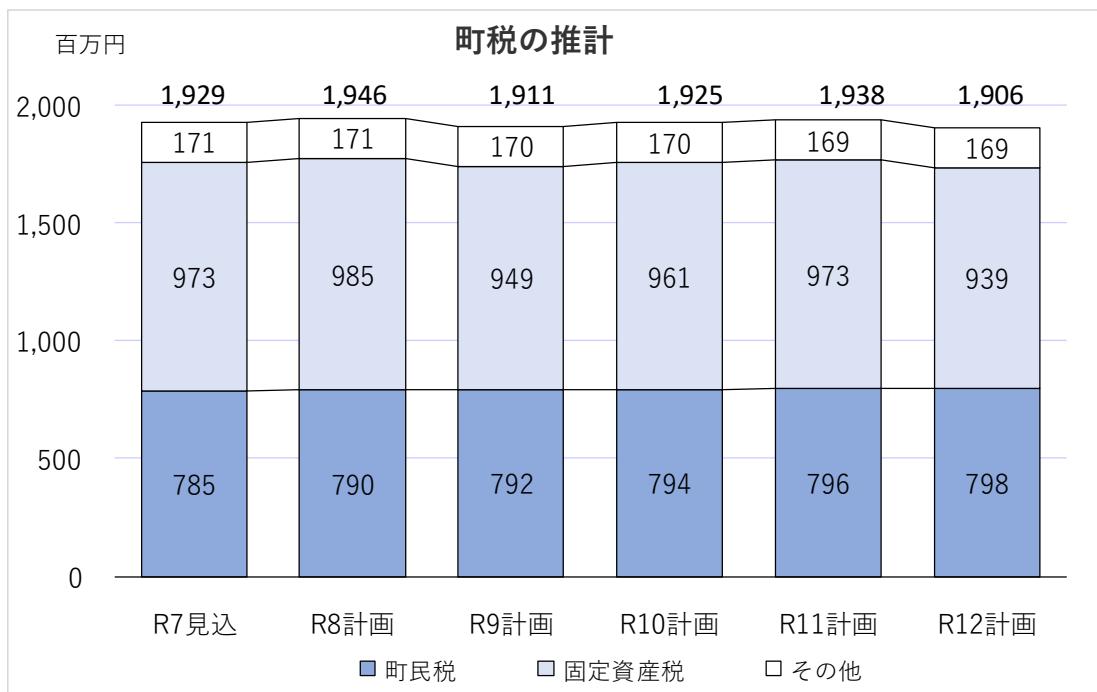
※財政力指数は単年度数値、実質公債費比率は3カ年平均数値とする。経常収支比率は普通会計による。

- ① 財政調整基金残高は、令和6年度末に7.4億円、令和7年度末見込み7.6億円となり、目標とする5億円以上を達成する見込み。
- ② 実質公債費率は、各年度において計画値を下回り、最終年度見込み7.5%のため目標10.0%程度を達成する見込み。
- ③ 将来負担比率は、各年度において計画値を下回り、最終年度見込み49.2%のため目標70.0%程度を達成する見込み。
- ④ 町債残高は、令和6年度末に93.1億円、令和7年度末見込みでは92.5億円のため目標90億円程度より若干上回る見込み。
- ⑤ 予算規模（歳入決算額）は、各年度において計画額を上回っており、大きな財政支出を行ってきている。
- ⑥ 財政力指数は、おおむね0.44～0.43で推移しており、基準財政収入額及び基準財政需要額において大きな変化が見られない状況。
- ⑦ 経常収支比率は、令和6年度及び令和7年度共に計画値を下回る見込みではあるが、90%を超える状況であり、大きな改善は見られない状況。

2 財政の見通し

(1)歳入の見通し

①町税



○町民税

«個人町民税»

- ・均等割は、過去3年間の現住人口及び納税義務者数の平均増減率により、前年度に対して0.53%ずつ減少していくものと見込んで算定した。
- ・所得割は、新型コロナウイルス感染症収束による経済回復、売り手市場や物価高騰等を背景にした賃上げ、株価の上昇等により、個人所得は増加傾向にあると思われる。過去5年間の平均増減率に基づき、前年度に対して0.35%ずつ増加していくものと見込んで算定した。

«法人町民税»

- ・均等割は、納税義務者（法人等）数に大きな変化はなく、現時点で大規模な法人の新設も見込まれないため、現在の法人数及び適用区分（号数）をもとに算定した。
- ・所得割は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和4年度から令和5年度にかけて法人税割額が減少したが、その後、企業活動が回復傾向にあり、令和6年度は前年度比で9,607千円の増額となった。日本銀行福島支店や福島県では「県内景気は足踏みしている」との評価もあり、令和8年度以降は令和7年度見込額と同額とした。

○固定資産税

《土地》

- ・人口減少社会を背景に土地の需要が低下しており、評価替えの年は全体的に価格の下落傾向にあり前年度比 0.5% 減少するものと見込んだが、農地転用等による宅地への地目変更等の要因もあり評価替えの年以外では前年度比 0.3% 増加と見込んで算定した。

《家屋》

- ・新築着工件数は減少傾向にあり、令和 4 年度以降の建築棟数は 70 棟に満たない状況が続いている、当面この傾向は続くものと考えられる。
- ・令和 9 年度及び令和 12 年度評価替え基準年度においては、経年減点補正率の適用により、過去の評価替え基準年度の増減率を参考して課税標準額が前年度比で 9.0% 減少するものと見込んだ。また、評価替え以外の年は、新增築家屋により前年度比で 2.0% 増加するものと見込んでいる。

《償却資産》

- ・復興特区法に基づく復興産業集積区域に係る課税免除制度が令和 8 年度で終了となるため、課税免除されていた資産が税額の増額要因となっている。
- ・過去の課税標準額の伸び率をもとに、令和 8 年度以降の各年度における課税標準額は、前年度に対して 2.0% ずつ増加と見込んだ。

《国有資産等所在市町村交付金》

- ・令和 6 年度土地評価替えにより、県営住宅及び葛尾村復興公営住宅の評価が見直され、令和 7 年度交付額は前年度比で 1.0% の減少にとどましたが、令和 8 年度以降の各年度における交付金額は、三春ダムの償却資産減価償却により、前年度に対して 2.0% ずつ減少していくと見込んだ。

○その他

《軽自動車税》

- ・種別割は、台数の増加傾向や四輪軽自動車の新税率への買い換え等により前年比 1.42% ずつの増加と見込んだ。
- ・環境性能割は、過去の平均伸び率をもとに前年比 3.52% の減少と見込んだ。

《町たばこ税》

- ・たばこの売上本数は年々減少傾向にあり、過去の平均伸び率をもとに 1.54% の減少と見込んだ。

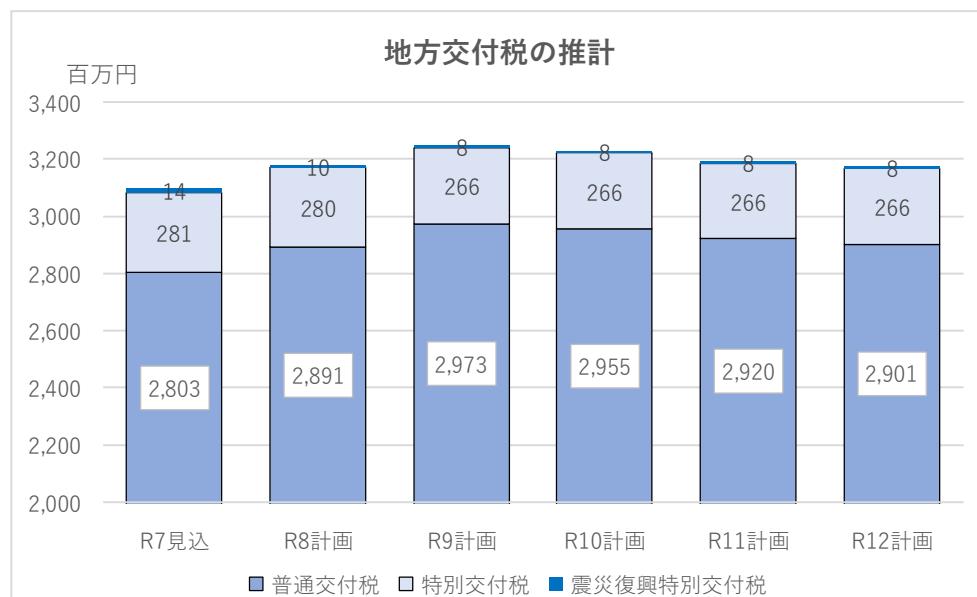
《入湯税》

- ・令和 6 年度の実績を元に、前年度に対して 0.94% 減少として見込んだ。

②地方譲与税、各種交付金

- ・地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税は、過去5年間の伸び率を参考に概ね横ばいと見込んだ。
- ・利子割交付金は、過去5年間の伸び率を参考に1.8%ずつの増加とし、令和10年度以降は1.0%ずつの増加と見込んだ。
- ・配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、法人事業税交付金及び環境性能割交付金は、過去5年間の伸び率を参考に5.0%ずつの増加とし、令和10年度以降は概ね1.0%程度の増加で見込んだ。
- ・地方消費税交付金は、過去5年間の伸び率を参考に4.3%ずつの増加とし、令和10年度以降は1.0%ずつの増加を見込んだ。
- ・地方特例交付金は、住宅ローン控除等の減収補てんのため、過去3年間の伸び率を参考に2.9%ずつの減少とし、令和10年度以降は1.0%ずつの減少を見込んだ。また、交通安全対策特別交付金は、過去5年間の伸び率を参考に5.0%ずつの減少とし令和10年度以降据置きと見込んだ。

③地方交付税



- ・普通交付税については、令和7年度算定結果に基づき、基準財政収入額や基準財政需要額の見込などから算定した。基礎数値のうち病床数減や小学校統合等による変更要因を反映し、さらに物価上昇による増加率を3%として見込んだ。
- ・特別交付税については、対象事業に大きな変更が見られないため、3カ年の平均値として見込んだ。
- ・震災復興特別交付税については、令和7年6月に示された国の方針（「『第2

期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」)により、今後も継続するが、対象事業の縮小により減少している。

④負担金・使用料・手数料

- ・負担金は、老人施設入所や保育実施、検診等の負担金収入であり、利用者数の減少等も見込み、3.0%程度の減とした。
- ・使用料は、各公共施設の使用料収入であり、1.0%程度の減少を見込んだ。
- ・手数料は、各行政サービスに対する手数料収入であり、廃棄物処理手数料が大きく変動するほかは、1.0%程度の減少を見込んだ。

⑤国・県支出金

- ・国庫支出金、県支出金については、現行の制度が継続されるものとし、過去5年間の実績額と今後の主要事業計画等を考慮して積算した。
- ・国庫負担金や県負担金は、福祉・医療・保育に係る経常的な事業に対する負担金が主であり、事業費の増加による収入増を見込んでいる。
- ・国庫補助金や県補助金のうち、経常的な事業に対する補助金については増加傾向にあるが、投資的事業の補助金は事業見通しに基づき算定した。

⑥財産収入・寄附金・諸収入

- ・土地建物の貸付収入は、過去5年間の実績で減少傾向にあり3.0%程度の減少とした。
- ・基金利子および配当金は、利率上昇傾向により10.0%程度の増加としている。
- ・不動産の売払収入は、令和8年度見込みの横ばいとしている。
- ・寄附金は、主にふるさと納税による寄附金を5.0%増加としている。
- ・諸収入は、指定管理者負担金および他市町村からのごみ処理負担金等の減少額1億6,000万円を見込んだほか、滝桜観桜料については2.0%の増加としている。

⑦繰入金

- ・毎年度の予算編成において財源不足が生じていることから、財政調整基金の繰入額を下表のとおり見込むが、繰入額は減少傾向とした。
- ・予定されている投資的事業のうち財源が不足するものについては、公有施設整備基金や教育施設整備事業基金などの整備基金を活用し充当している。

主な基金の繰入見込み額 (単位 千円)

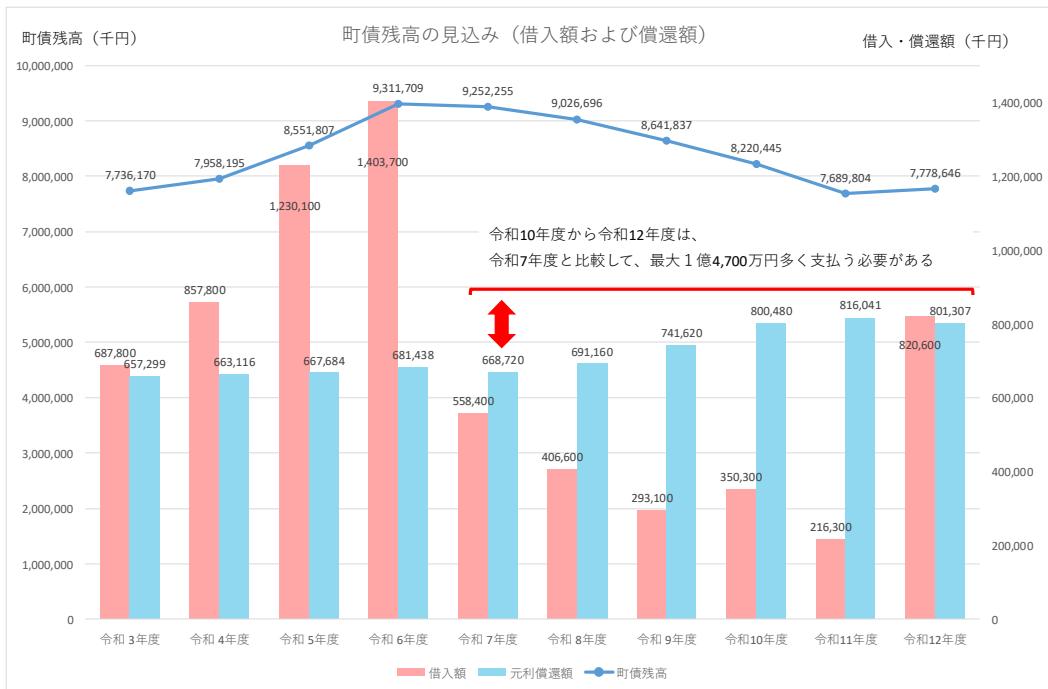
年 度	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込	令和12年度 見込
財政調整基金	284,308	250,000	250,000	150,000	50,000	50,000
公有施設整備基金	130,000	90,000	160,000	81,000	43,000	57,000
教育施設整備事業基金	81,500	10,000	5,000	0	0	0

⑧町債

- ・予定されている事業のうち、投資的事業として起債が可能とされているものについて、財源分を見込んだ。
- ・借入額としては、毎年の償還額以内に抑えることとしているが、特に令和8年度から令和12年度までの期間は、償還額が増加していく期間のため、3億円程度に縮小している。
- ・ただし、令和12年度は防災無線機の更新時期により、4億8千万円程度の借り入れが見込まれるため増加している。
- ・なお、臨時財政対策債は、令和7年度以降は廃止となっている。

町債残高の見込み額（一般会計分） (単位 千円)

年 度	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込	令和12年度 見込
町債残高	9,252,255	9,026,696	8,641,837	8,220,445	7,689,804	7,778,646
町債発行額	558,400	406,600	293,100	350,300	216,300	820,600
元利償還額	668,720	691,160	741,620	800,480	816,041	801,307



(2)歳出の見通し

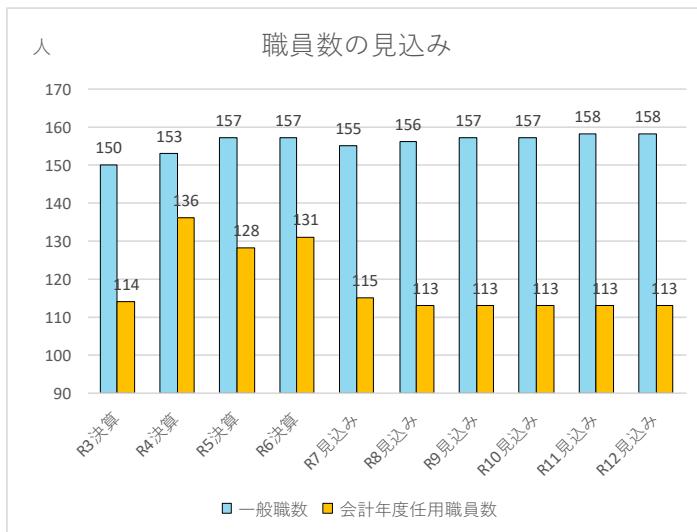
①人件費

- ・職員数については、定員管理計画等に基づき算定し、令和5年度から開始された定年延長制度による増加も含まれている。
- ・決算統計の手法により整理するため、国民健康保険特別会計および介護保険特別会計に係る人件費分は特別会計への繰出金に含まれる。また、企業会計における人件費は含まれない。
- ・会計年度任用職員の数は、事務事業の見直しを検討しつつ、増加しないように見込んでいる。

職員数の見込み

(単位 人)

年 度	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込	令和10年度 見込	令和11年度 見込	令和12年度 見込
一 般 職 人 数	155	156	157	157	158	158
会計年度任用職員数	115	113	113	113	113	113



・人件費については、実績に基づき一人あたりの費用を見込み計画人数を乗じている。

・国や県の人事院勧告を受け増額する傾向にあるが、令和8年度では3%、以降は1%の増加として見込んだ。

・会計年度任用職員の人件費においても、一般職に準じて見込んでいる。

・特別職の人件費には、町長、副町長、教育長、町議会議員、その他各種委員会委員報酬が含まれている。

②物件費

- ・物件費については、令和7年度見込みを基準に算定し、臨時的事業に伴う委託料や備品購入費等については事業に応じて増減を見込んでいる。

③維持補修費

- ・維持補修費については、令和7年度見込みを基準に算定し、概ね横ばいで推移するように見込んでいる。

④扶助費

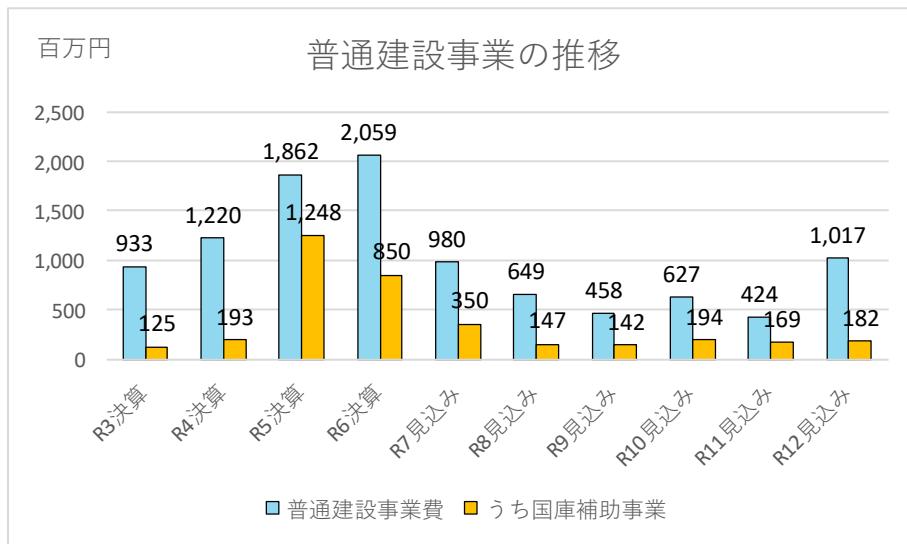
- ・扶助費については、老人福祉、障がい者福祉、児童福祉が主な内容となるため、対象者の推移を考慮して見込んでいる。

⑤補助費等

- ・一部事務組合負担金や公営企業補助金のうち、公債費に準じる建設負担金や償還利子補助金については今後の事業予定に基づき見込んだ。
- ・各種補助交付金については、概ね横ばいで推移するよう見込んでいる。なお、三春病院事業負担金については、休院のため含めていない。

⑥普通建設事業費

- ・普通建設事業費については、原則として、国県補助金が対象となる事業や交付税措置がある起債事業を優先し、財源の確保が見込めないものは見直しを行うこととした。第3期において実施された大規模事業が終了したため、5億円前後の事業規模で推移している。



要望のあった主な事業(抜粋)

令和8年度事業	事業費	国県	起債	基金	その他	一般財源
旧田村広域行政組合会館解体工事	30,000					30,000
福祉会館昇降機改修工事	46,000		36,800			9,200
町道富沢平沢線舗装補修工事	30,000	15,300	13,200			1,500
町道三春北線舗装補修工事	30,000		27,000			3,000
町道実沢青石永志田線道路改良事業	60,000		54,000			6,000
町道山田鷹巣線舗装補修工事	30,000		27,000			3,000
八雲団地内部改善等工事	32,000	9,600	9,300			13,100
小学校再編スクールバス購入	22,500	11,250		10,000		1,250
御木沢児童クラブ（御木沢小）改修	25,000	16,665	7,500			835
交流館まほらホールLED更新工事	199,969		179,900	10,000		10,069

令和9年度事業	事業費	国県	起債	基金	その他	一般財源
町道富沢平沢線舗装補修工事	30,000	15,300	13,200			1,500
町道三春北線舗装補修工事	30,000		27,000			3,000
町道実沢青石永志田線道路改良事業	45,000		40,500			4,500
町道山田鷹巣線舗装補修工事	30,000		27,000			3,000
八雲団地内部改善等工事	50,000	24,000	23,400			2,600
駅南ヶ丘団地57号棟電気設備改修工事	26,000	12,480	12,100			1,420
小学校再編スクールバス購入	15,000	7,500		5,000		2,500
三春小学校内外壁改修	20,000		18,000			2,000
交流館まほらホールLED更新工事	100,000		90,000	5,000		5,000

令和10年度事業	事業費	国県	起債	基金	その他	一般財源
清掃センター缶選別圧縮機更新	30,000			25,000		5,000
町道富沢平沢線舗装補修工事	30,000	15,300	13,200			1,500
町道三春北線舗装補修工事	30,000		27,000			3,000
町道実沢青石永志田線道路改良事業	45,000		40,500			4,500
町道山田鷹巣線舗装補修工事	30,000		27,000			3,000
三春西大橋外橋梁補修事業	30,000	16,800	11,800			1,400
八雲団地内部改善等工事	36,000	17,280	16,800			1,920
八雲団地電気設備改修工事	26,000	12,480	12,100			1,420
三春小学校体育館・廊下LED化工事	44,891	22,445	16,800			5,646
交流館まほら外壁改修工事	99,990		89,900	5,000		5,090
交流館まほら高圧機器更新工事	20,000			15,000		5,000
町民体育館トイレ改修工事	28,314		25,400			2,914

令和1 1年度事業	事業費	国県	起債	基金	その他	一般財源
清掃センターペットボトル圧縮機更新	30,000			28,000		2,000
敬老園外壁等改修工事	36,504		32,800			3,704
敬老園内部改修等工事	22,023			22,000		23
町道富沢平沢線舗装補修工事	30,000	15,300	13,200			1,500
町道三春北線舗装補修工事	30,000		27,000			3,000
町道実沢青石永志田線道路改良事業	45,000		40,500			4,500
三春西大橋外橋梁補修事業	50,000	28,000	19,800			2,200
八雲団地内部改善等工事	36,000	17,280	16,800			1,920
八雲団地電気設備改修工事	25,000	12,000	11,700			1,300

令和1 2年度事業	事業費	国県	起債	基金	その他	一般財源
防災無線更新事業	480,000		480,000			0
町道富沢平沢線舗装補修工事	30,000	15,300	13,200			1,500
町道三春北線舗装補修工事	30,000		27,000			3,000
町道実沢青石永志田線道路改良事業	45,000		40,500			4,500
三春西大橋外橋梁補修事業	100,000	51,000	44,100			4,900
八雲団地内部改善等工事	42,000	20,160	19,600			2,240
交流館まほらLED更新工事（ホール以外）	200,000		180,000	18,000		2,000

⑦公債費

- ・公債費については、町債の償還表により積算し、令和7年度以降は現時点で予想できる町債について利率1.6%の条件で算出した。
- ・令和6年度では通常の2倍となる14億円程度の借入を行っており、3年据置き後の令和10年度から元金償還が始まるため、公債費の増加が見込まれる。



⑧積立金

- ・財政調整基金については、毎年度歳計剩余金からの積立を見込んでおり、計画上では最低限の1億円で推移している。
- ・また、公有施設整備基金については、公共施設の長寿命化や修繕費用の財源として重要であるため、積立を計画的に行うこととする。

⑨投資及び出資金、貸付金

- ・公営企業である水道事業、下水道事業等への出資金については、企業債の元金償還額について出資しており、企業債の借入れ見込みに応じて積算した。

⑩繰出金

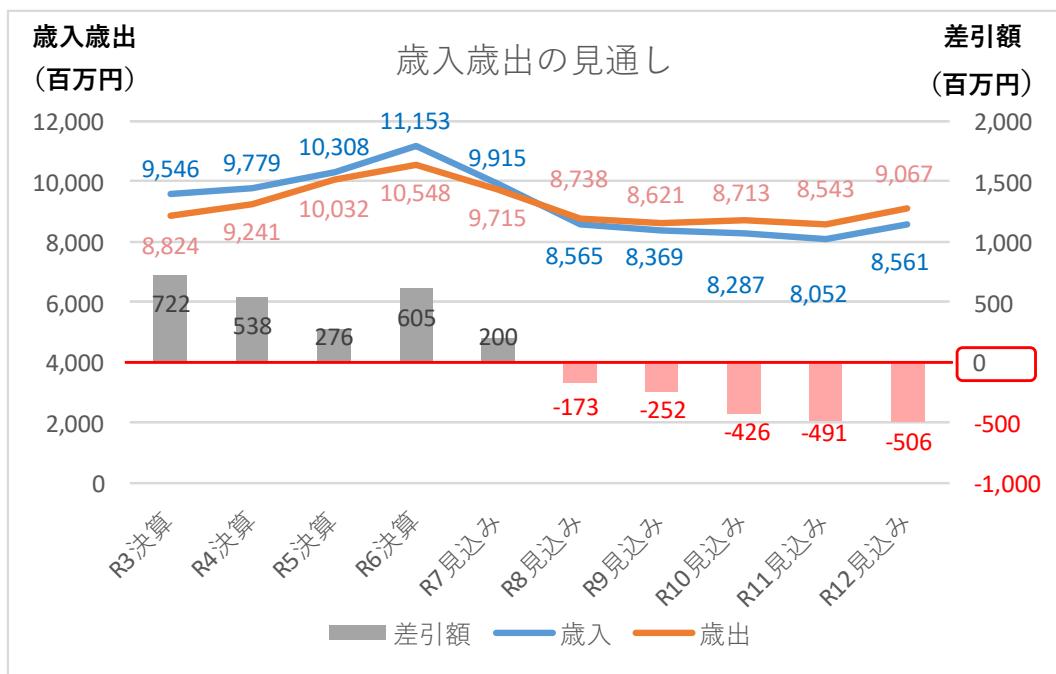
- ・繰出金については、各特別会計の状況を考慮し積算した。国民健康保険特別会計は、加入者の減少に伴い事業費も縮小傾向にある一方、後期高齢者医療保険特別会計や介護保険特別会は高齢者数の増加に伴い繰出金も増加する見通しとなる。
- ・バス事業特別会計および放射性物質対策特別会計は、横ばいの見通しとした。

(3)歳入歳出の見通し

- 前述のとおり歳入歳出を見通した結果、次のとおり歳入不足となるため、必要な方策を講じ健全な財政運営を目指す必要がある。
- 特に令和10年度から令和12年度にかけては、公債費の増加に伴い、不足額も増加しているため、全体的に削減する調整が必要となる。

将来の見通し (単位 百万円)

年 度	令和7年度 見通し	令和8年度 見通し	令和9年度 見通し	令和10年度 見通し	令和11年度 見通し	令和12年度 見通し
歳 入 予 算	9,915	8,565	8,369	8,287	8,052	8,561
歳 出 予 算	9,715	8,738	8,621	8,713	8,543	9,067
差 引 額	200	▲ 173	▲ 252	▲ 426	▲ 491	▲ 506



- 上記見通しへの対策として、後述に記載する歳入確保及び歳出抑制の方策により、財政運営の健全化を図り将来的に持続可能な行財政基盤の確保に努める。

3 計画達成のための方策

(1) 歳入の增收及び確保の方策

① **自主財源の充実**…行政サービスに対する需要の増加、多様化に伴い適正な住民負担のあり方について住民の理解を深めつつ、地方税の適正な水準を確保するための方策を講じる。具体的には、町税については、徴収計画に基づく納付相談、口座振替の推進、スマホ決済等の収納方法の拡大、法律に基づいた差押えの実施、差押えの対象となる財産を早期発見しインターネット公売等を実施、公営住宅使用料の滞納者については、分納による納付等、確実な徴収に努める。

また、町の魅力を発信し、定住促進対策、産業振興等を積極的に推進し、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、固定資産税、雇用の拡大による住民税等の增收に努める。

- ・ふるさと納税（個人）については、前年比5%増を継続することとし、ふるさと納税（企業）については、毎年2,000万円を目指す。

② **地方交付税の安定的確保**…一般財源としての重要性に鑑み、地方交付税の安定確保に努める。具体的には、交付税に算入される事業等を優先する。

- ・国の政策を注視し、地方交付税の算入対象事業の情報収集や他自治体の事例等について、庁内での情報共有に努める。

③ **使用料・手数料等の適正化**…受益者負担の原則に立脚し、是正が妥当なものについては、積極的に是正を行う。すべての公共施設の使用料についても、管理運営経費が増加していることから、管理運営経費に相応した額を定め、見直しを行い、歳入の確保に努める。

- ・公営住宅使用料、ライスレイクの家使用料、交流館使用料、体育施設使用料といった特定施設の使用料について、施設の維持管理費増加に伴う適正な受益者負担を検討する。
- ・戸籍、住民、税務証明等については、コンビニ交付との差別化のため、窓口手数料の見直しを検討する。
- ・廃棄物処理手数料については、処理費用増加に伴う受益者負担増を検討する。
- ・業務委託等により町の直接収入にならない事業においても、現状把握および事業管理の適正化に努め、適切な料金設定を行う。
- ・これらの取り組みにより、前年比マイナスにならないよう努める。

④ 国・県補助金等の有効利用…地域振興、施設の整備等行政水準を高める施策の手段として重要である補助事業を有効利用し、一般単独事業の減少に努める。

- ・国や県の政策について注視し、施策の見直しも含めた制度設計に努め、補助金の対象となりえる事業を推進する。
- ・財源のない町単独事業の実施については、その必然性、重要性を検討しつつ、効率化や集約化を図る。

⑤ 普通財産の処分等…普通財産のうち、未利用で処分が可能な財産については、積極的に処分する等財源の確保に努める。また、現在貸し付けている財産については、売却も視野に入れながら貸付料等の見直しを行う等、適正な額の設定に努める。また、全庁的に未利用財産を洗い出し、インターネットオークションの有効活用を進める。

- ・貸付料については、民間事業者との財産価値が乖離しすぎないよう、金額設定方法の見直しを検討する。
- ・未利用財産については、見える化を図り、インターネットでの周知等により、貸付や売却の機会を増やすよう努める。
- ・財産処分においては、インターネットオークションの検討を必ず行い、財産の有効活用を図る。
- ・これらの取り組みにより、前年比マイナスにならないよう努める。

⑥ その他収入の活用…公益社団法人等の民間団体が行う各助成事業の積極的な活用や、ほかの公共団体からの受託事業による収入、滝桜観桜料の增收推進等、さまざまな可能性を考慮し、新たな収入の確保に努める。

- ・滝桜観桜料は、前年比5%の増加で推移する。
- ・ネーミングライツを導入し、施設の維持管理費や運営費の財源確保を図る。

⑦ 特定目的基金の活用…設置目的を踏まえ、今後予定している事業に応じ活用を図るため、残高を考慮しながら計画的に繰入を行い財源の確保に努める。

- ・特定目的基金の設置目的を精査し、ふるさと納税との整合性を明確にすることで基金活用の活性化を図る。

(2) 歳出の抑制の方策

① 経常経費の削減…経常経費となる人件費、物件費等については、その必然性が明確なもののみに精査し、削減を図る。

経常経費の削減には、徹底した事務事業の見直しを実施し、外部委託や指定管理者制度導入、デジタル化等についてもその必要性を含めて十分な検討を加え、削減に努める。

- ・人件費のうち、一般職員数の増加は見込まず、人口減少に応じた職員数の管理に努める。また、単純事務作業については、デジタル化や効率的な事務処理方法を検討し、安易に会計年度任用職員を雇用せず、人員の縮小を図る。
- ・県人事委員会勧告による給料の引き上げは、現在の町財政状況を鑑みて、若年層に対する内容以外は勧告の内容の一部を採用するなど、慎重な検討を行う。
- ・物件費のうち、経常的な事務費や備品購入費においては前年比3%減とする。施設管理に必要な燃料費、光熱水費においても、省エネの観点から同様とする。
- ・委託料においては、専門性が高く外部専門業者の必要性がある場合に認められるものとし、町職員が実施できる業務についても委託することのないよう精査することで、前年比3%減とする。なお、滝桜観光対策、町営バス運行事業等については、費用対効果による見直しを行う。

② 公共施設の維持管理経費の削減…町有施設の増加や老朽化に伴い施設管理運営費が年々増加している。公共施設の管理については、令和3年度に改訂した「三春町公共施設等総合管理計画」に基づき、具体的には、公共施設長期修繕計画をローリングしながら適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化と更新費用の平準化を図る。

また、公共施設の抜本的な見直しを図り、今後の維持管理の必要性も含めた検討を行う。

- ・公共施設の維持管理については、老朽化に伴う修繕工事が増加しており、これまでどおり漫然と修繕を行うことは難しいため、廃止を含め、いつまで活用するのかを検討した結果が得られる施設を修繕対象とする。

③ 町補助金等の整理合理化…町補助金については、引き続き事業経費の負担のあり方や、行政効果を精査し、補助金の廃止、縮小、終期の設定等により整理合理化を図る。

・補助費等のうち、義務的な性格をもつ負担金以外の補助交付金については、対象団体および対象事業の促進を図るための支援であり、永久的な措置ではない性質をよく理解し、各団体等の自立性を促進するために精査を行う。特に 100 万円以上の交付額となる事業については、前年比 5 % 減とする。

④ **投資的経費の最適化**…近年の行政に対する需要の増大傾向を勘案し、適正な行政サービス水準のあり方について、住民と行政の間での共通認識をもとに、投資的事業の実施にあたっては、ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う町民サービスが図られるか、代替手段の対応が可能かなど、さまざまな視点で施策の絞込みを行う。

町民の生活に密着し、優先順位の高い事業については、重点的に財源の配分を行うが、優先順位の低い事業については、その必要性まで遡り徹底的な見直しを図るなど、投資的事業の選別を行う。

・国庫補助対象や起債対象事業であっても、その必要性を精査し、事業実施の決定に関しては慎重に行う。

⑤ **道路維持費のルール化**…維持補修費に係る道路維持費の予算は、毎年度、一般財源の持ち出し上限 6,000 万円を原則とする。

・前回計画においては、上限 5,000 万円としていたが、物価高騰による経費の増大を理由に、7,000 万円まで上昇している。対象とする道路補修の基準について精査し、経費の縮小を図る。

⑥ **ビルトアンドスクラップの徹底**…経常的経費の慢性的な財源不足を理解し、新規事業を企画するためには現事業廃止による財源捻出を行うなど、限られた財源の有効活用を徹底する。

・行政の事業では、新しく始めることより廃止することが難しい状況ではあるが、それぞれの事業を評価しなければ、全てを漫然と実施してしまう危険性があり、限られた財源の有効活用を阻害する要因となる。
・実施している事業の見直しについて、財政健全化の観点から事務事業評価を実施し、事業の必要性や省力化等を検討していく。

- ⑦ 統一的な基準による財務書類の活用…平成29年度決算から作成している、統一的な基準による財務書類を活用し、施設や事業毎のコスト、費用対効果の分析を行う。
- ⑧ 町債の有効活用…公共事業の実施にあたっては、事業費の削減に努めるが、町債を活用する事業にあっては、町債に係る地方交付税措置を考慮し、中長期的観点にたった町債の有効活用に努める。

(3) 実質公債費比率・将来負担比率の引き下げの方策

- ① 町債発行の抑制…町債発行は、概ね20年の償還期間が生じ、将来の世代にも負担を分散することで、世代間の公平性の確保する性質もあり、真に必要な建設事業の選択が求められる。一方で、公共事業の実施は、町の発展や地域経済の活性化にも必要なため、一定の町債発行も必要となる。

- ・毎年の町債発行は、3億円程度とする。
- ・地方交付税措置のある地方債事業を優先して実施する。
- ・毎年の償還額が急激に増加しないよう、町債発行の時期についても視野に入れながら事業実施の検討をおこなう。

② 自主財源が多額な事業…計画的に推進することとし、その財源はあらかじめ基金に積み立てる等の対策を講じる。

③ 公債費に準ずる債務負担行為…当面、新たな設定は行わない。

④ 企業会計…独立採算制が基本であることを踏まえ、基準外の繰出しを抑制する。

⑤ 損失補償契約…第三セクターの経営状況を定期的に点検し評価を行う。

4 中期財政計画

【第1表 岁入推移】

(単位：千円)

項目	第3期		第4期 中期財政計画				
	令和6年度決算	令和7年度見込み	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
町税	1,910,394 (1,880,242)	1,929,619 (1,922,837)	1,946,170	1,911,180	1,924,511	1,938,199	1,905,854
町民税 (個人・法人)	736,679 (764,259)	784,678 (765,252)	789,799	791,926	794,060	796,203	798,355
固定資産税 (国交付金含)	999,697 (948,101)	973,050 (988,962)	985,207	948,776	960,614	972,757	938,819
その他	174,018 (167,882)	171,891 (168,623)	171,164	170,478	169,837	169,239	168,680
地方譲与税等	711,007 (603,466)	680,863 (611,551)	706,112	732,617	740,164	748,724	757,759
地方交付税	3,049,563 (2,747,726)	3,098,643 (2,948,959)	3,177,292	3,247,255	3,228,873	3,193,952	3,175,338
普通交付税	2,726,993 (2,573,726)	2,803,364 (2,666,759)	2,887,292	2,973,255	2,954,873	2,919,952	2,901,338
特別交付税 (震災復興含む)	322,570 (174,000)	295,279 (282,200)	290,000	274,000	274,000	274,000	274,000
分担金・使用料等	217,823 (218,914)	222,286 (211,292)	221,437	220,744	220,447	220,152	219,861
国県支出金	2,171,179 (1,331,343)	1,815,611 (1,582,564)	1,335,018	1,339,237	1,368,231	1,359,775	1,362,883
繰入金	915,682 (746,893)	605,734 (558,123)	370,400	422,800	252,800	172,800	114,800
財政調整基金繰入金	384,935 (362,693)	284,308 (220,000)	250,000	250,000	150,000	100,000	50,000
地方債	1,403,700 (1,002,600)	558,400 (329,100)	406,600	293,100	350,300	216,300	820,600
その他の収入	773,332 (695,802)	1,043,553 (529,832)	497,090	262,848	267,170	272,253	277,830
歳入合計①	11,152,680 (9,226,986)	9,954,709 (8,694,258)	8,660,119	8,429,781	8,352,496	8,122,155	8,634,925

注) 1 その他の収入には、財産収入、寄附金、繰越金及び諸収入が含まれる。

2 下段()の数値は、昨年度までの計画額を示す。

【第2表 岁出推移】

(単位：千円)

項目	第3期		第4期 中期財政計画					
	令和6年度決算	令和7年度見込み	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	1,607,172 (1,415,504)	1,652,828 (1,606,402)	1,684,190	1,671,057	1,641,371	1,639,184	1,657,456	
扶助費	1,207,669 (876,879)	1,043,711 (982,091)	1,013,607	1,004,201	1,004,707	1,005,213	1,005,720	
公債費	681,438 (685,570)	668,721 (682,705)	691,161	741,620	800,480	816,041	801,307	
物件費	2,271,791 (2,212,598)	2,409,012 (2,117,738)	2,171,692	2,134,565	2,104,975	2,061,196	2,053,984	
維持補修費	185,641 (180,805)	214,918 (188,933)	200,000	196,978	192,053	190,383	190,763	
補助費等	1,178,429 (1,091,780)	1,189,494 (1,118,634)	1,041,571	1,102,633	930,981	921,013	890,746	
繰出金	784,335 (787,227)	807,377 (825,283)	830,270	817,725	798,220	807,042	823,597	
投資・出資・貸付金	222,474 (227,884)	204,345 (205,402)	186,830	126,651	94,725	95,915	58,947	
積立金	350,461 (220,015)	524,719 (198,739)	172,252	163,663	162,915	162,675	162,674	
普通建設事業費	2,058,932 (1,528,723)	980,200 (748,330)	648,534	450,676	602,057	403,481	969,719	
災害復旧費	0 (1)	0 (1)	12	12	12	12	12	
その他（予備費）	0 (0)	20,000 (20,000)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
歳出合計②	10,548,342 (9,226,986)	9,715,325 (8,694,258)	8,660,119	8,429,781	8,352,496	8,122,155	8,634,925	

注) 下段()の数値は、前年度までの計画額を示す。

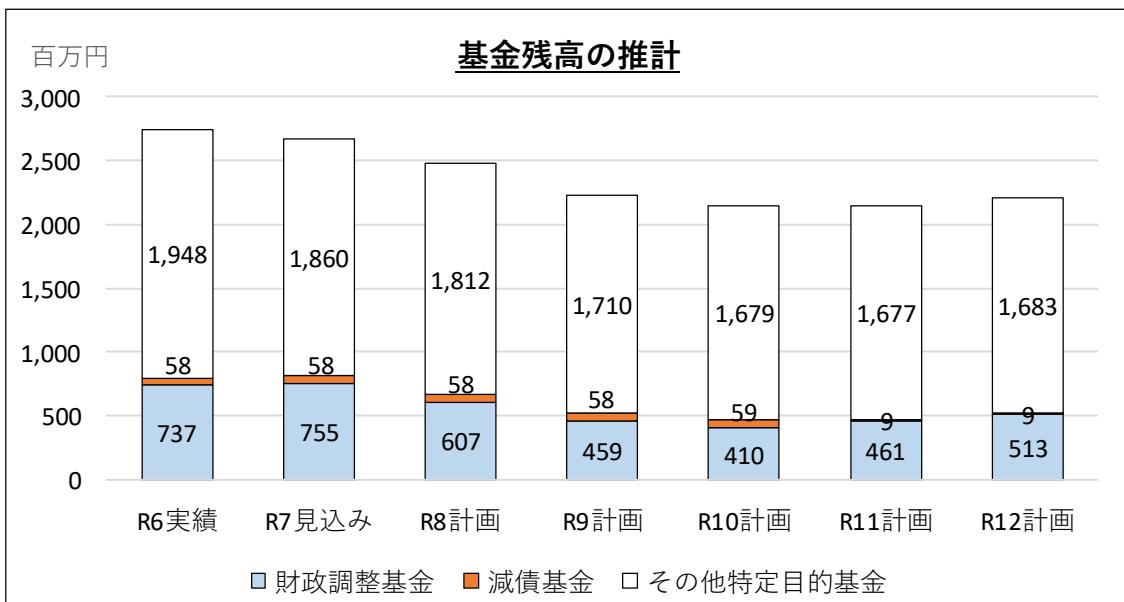
歳入歳出差引額①-②	604,338 (0)	239,384 (0)	0	0	0	0	0
------------	----------------	----------------	---	---	---	---	---

【第3表 収支・基金残高内訳】

(単位 百万円)

項目		第3期		第4期 中期財政計画					R12目標値
		令和6年度決算	令和7年度見込み	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収支	歳入総額	11,153 (9,227)	9,955 (8,694)	8,660	8,430	8,352	8,122	8,635	—
	歳出総額	10,548 (9,227)	9,715 (8,694)	8,660	8,430	8,352	8,122	8,635	—
	形式収支 (差引額)	605 (0)	240 (0)	0	0	0	0	0	—
基金	財政調整基金	737 (637)	755 (556)	607	459	410	461	513	5億円以上
	減債基金	58 (8)	58 (8)	58	58	59	9	9	—
	特定目的基金	1,948 (2,150)	1,860 (1,553)	1,812	1,710	1,679	1,677	1,683	—
	基金現在高 (年度末)	2,743 (2,795)	2,673 (2,117)	2,477	2,227	2,148	2,147	2,205	—

※()書きは、前年度までの計画値。



財政調整基金の残高は、令和12年度末において5億円を確保する目標としているが、一時的に5億円を下回る可能性もあり、基金の繰入れには慎重に検討すべきである。

【第4表 財政指標及び町債残高見込】

(単位 百万円・%)

項目		第3期		第4期 中期財政計画					R12目標値
		令和6年度決算	令和7年度見込み	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
規模	標準財政規模	5,342 (5,219)	5,370 (5,191)	5,332	5,382	5,389	5,374	5,322	—
規模	財政力指数 (单 年 度)	0.43 (0.45)	0.43 (0.45)	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	—
指標	経常収支比率	91.4 (95.9)	94.8 (94.6)	89.9	89.2	87.8	87.8	88.4	—
	実質公債費比率 (3ヵ年平均)	7.8 (9.0)	7.5 (9.8)	7.6	8.2	7.8	8.5	8.4	10%以内
	将来負担比率	55.5 (56.0)	49.2 (67.0)	43.3	40.4	38.9	28.3	29.7	30%以内
町債残高		9,311 (9,262)	9,252 (9,436)	9,027	8,642	8,220	7,690	7,779	80億円以内

※ () 書きは、前年度までの計画値。

《町の規模》

- ・標準財政規模は、町税や普通交付税など、その自治体の一般財源としての確保が見込まれる経常的な収入額であり、大きな変化はない。
- ・財政力指数は、基準財政需要額に対する基準財政収入額（税収の75%程度）の割合であり、大きいほどその自治体は財政的に自立していることになる。

《町の財政指標》

- ・経常収支比率は、経常的に収入される一般財源のうち、経常経費に充当された割合をいい、通常7割が妥当と言われている。行政サービスの多様化、複雑化に併せて経常経費は年々増加しており、9割を超える状況が続いているが、行政の健全化のためには事務の見直しや効率化を見込んだ計画により8割台で改善が見られる。
- ・実質公債費比率は、町の標準的な収入（基準財政収入額）に対する公債費の割合で、小さいほど負担が低くなるが、近年大型事業が続き借入額が増えているため、今後の指標も増加する見込みとなる。
- ・将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債額を標準財政規模と比較したもので、大きいほど将来の財政負担を圧迫する。令和6年度の起債残高が最も高くなり、以降の借入れは3億円程度で管理する見込みのため、比率は減少する見込みとした。

《町債残高》

- ・町債残高は、近年の大規模事業の影響を受けて、年々増加傾向にある。特に、令和6年度の借入額は大きく、90億円を超えており。
- ・実質公債費比率については、公債費の額は緩やかに増加しているため、大きな変化はみられないが、借入金の返済は3年間の元金据置期間があるため、令和8年度以降に償還額が増え、実質公債費比率も上昇していくものと見られる。



5 目標値の設定（令和12年度）

（1） 収支均衡を保つための調整財源確保としての基金残高

目標：財政調整基金の年度末残高を5億円以上確保する。

年度間の財源不足を補うための財源調整として基金を保有することは、災害などの緊急の行政課題への迅速な対応を可能にし、かつ、弾力性を実質的に担保するものであることから、基金残高の確保を財政計画上の目標として設定する。

- ・予期しない収入減少への対応分：2億円

『実質単年度収支の赤字を計上した年度が2年連続したとして設定』

- ・不時の支出増加（災害等）対応分：3億円

『大規模災害による単独災害復旧事業に要する一般財源が单年度1.5億円とした2年分』

（2） 体力に見合った実質公債費比率の維持

目標：実質公債費比率（3カ年平均）を10%以内にする。

「体力以上の借金返済」が続くと、その分、他の行政経費が圧迫を受けることになるため、計画期間最終年度（令和12年度）における留保財源相当額と標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費を除く。）を推計して体力に見合った実質公債費比率を基本とし、算出した見込みの数値を目標値として設定する。

（3） 将来負担比率

目標：将来負担比率を30%以内にする。

将来負担比率は、町債残高のみならず、債務負担行為支出予定額や損失補償額など自治体の概ね一般会計がかぶる可能性のある負債の全体を表すため、令和8年度以降の将来負担比率の推計により目標値として設定する。

（4） 将来にわたる財政負担の適正化としての町債残高

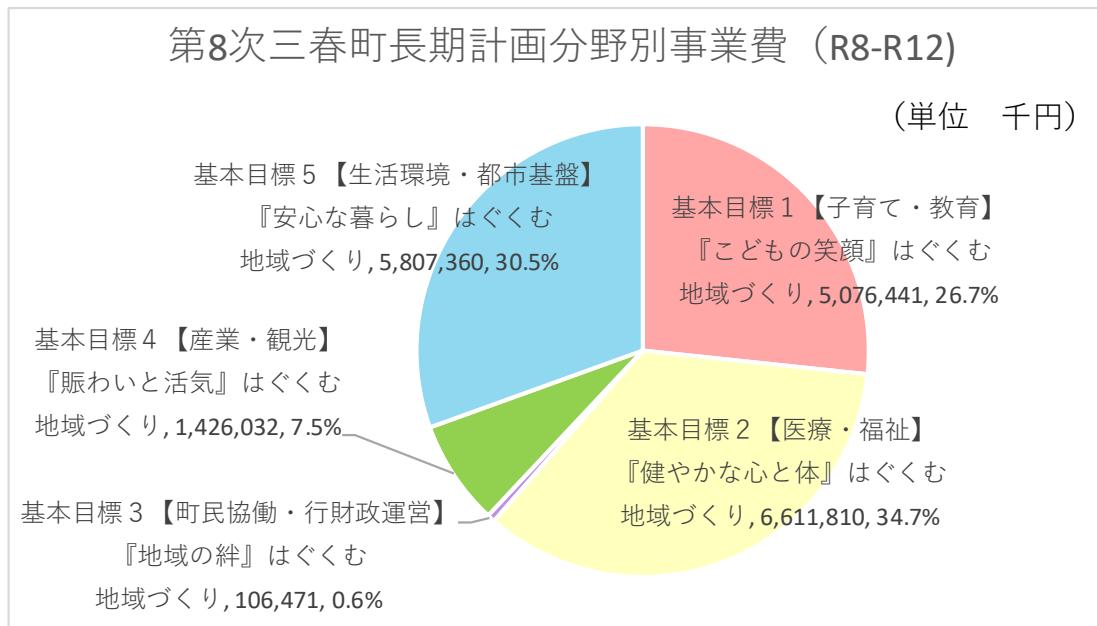
目標：町債残高を80億円以内にする。

単年度の収支の均衡を保つため、町債に依存しながら財政を維持していくことは、負担を後世代へ転嫁することとなり、健全な財政とはいえない状況となることから、プライマリーバランスの黒字化を図っていくことを前提に町債残高の減少を財政計画上の目標として設定する。

〈参考〉

第8次三春町長期計画分野別事業費（R8～R12）

第4期中期財政計画に反映した主な事業について、計画期間の5年間の総事業費を第8次三春町長期財政計画で策定した各分野ごとに分けると、次のような配分となる。



用語解説

単位：千円

行	用語	算式	補足説明	町数値
い	依存財源	国や県の意思決定に基づき収入されるもの (地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債)		
き	基準財政需要額	普通交付税算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定	過誤措置後	②4,447,148 ③4,410,687 ④4,530,565 ⑤4,530,260 ⑥4,701,194
	基準財政収入額	普通交付税算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定	収入実績でなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有する。	②2,057,284 ③1,955,224 ④2,027,311 ⑤2,049,456 ⑥2,083,484
	義務的経費比率	法令やその性質により、支出が義務付けられている経費の歳出総額に占める割合 $= (\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}) / \text{歳出総額}$	数値が高いほど財政の硬直化を示す。	② 26.0% ③ 32.2% ④ 31.8% ⑤ 32.5% ⑥ 33.1%
け	形式収支	$= \text{歳入決算総額} - \text{歳出決算総額}$		② 349,444 ③ 721,473 ④ 538,037 ⑤ 276,205 ⑥ 604,338
	経常収支比率 ※普通会計	人件費・扶助費・公債費等の経常的経費が、地方税・普通交付税等の経常的一般財源に占める割合 $= \text{経常経費} / (\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費})$	地方公共団体の財政構造の弾力性を示す比率で、町村は70%程度が適当とされ、高比率になればなるほど弾力性を失うとされる。	② 85.8% ③ 81.7% ④ 91.2% ⑤ 92.4% ⑥ 91.4%
こ	公債費比率	財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を示す指標 $= (\text{公債費} / \text{歳出決算総額}) * 100\%$	比率が10%を超さないことが望ましいとされる。	② 5.7% ③ 6.0% ④ 6.4% ⑤ 6.3% ⑥ 6.3%

行	用語	算式	補足説明	町数値
こ	公債費負担比率	財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率 =公債費充当一般財源(一時借入金利子、繰上償還額を含む)／一般財源総額	・15%～警戒ライン ・20%～危険ライン	② 9.8% ③ 10.0% ④ 9.7% ⑤ 9.8% ⑥ 9.8%
さ	財政力指数	団体の財政力(体力)を示す指標 =基準財政収入額／基準財政需要額	指数が1に近いほど普通交付税算定上では留保財源が大きいと判断され、財源に余裕があるとされる。	単年度 ② 0.46 ③ 0.43 ④ 0.44 ⑤ 0.44 ⑥ 0.44
し	実質公債費比率	一般会計等が負担する借金返済等の標準財政規模に対する比率。一部事務組合や企業会計に対する繰出金のうち、借金返済相当分も要素に加えられる =借入れた地方債等の元利償還金における一般財源の額／標準財政規模(*3カ年の平均値)	・18%以上～地方債発行は国の許可 ・25%以上～早期健全化団体	3カ年平均 ② 8.1% ③ 7.4% ④ 7.4% ⑤ 7.7% ⑥ 7.8%
	実質収支	発生主義の要素を加味して財政収支の結果をとらえたもの =形式収支 - 翌年度に繰越すべき財源(継続費・繰越明許費・事故繰越)	地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントだが、過度の剩余は行政水準の向上や、住民負担の軽減等に充てられるべきであるため、単純に黒字額が多いほど良いとはいえない。	② 180,175 ③ 643,040 ④ 466,172 ⑤ 151,388 ⑥ 541,111
	実質収支比率 (実質赤字比率)	実質収支の額の適否を判断する指標 =実質収支額／標準財政規模	概ね3～5%程度が望ましいとされる。 赤字比率が一定限度を超えると地方債の発行制限(起債制限比率とは別の発行制限)、20%以上では財政再建計画をしないと地方債発行が不可(財政再建準備団体)	② 3.8% ③ 12.2% ④ 9.0% ⑤ 3.0% ⑥ 10.1%

行	用語	算式	補足説明			町数値
し	実質単年度収支	単年度収支 +財政調整基金積立額 +地方債繰上償還額 -財政調整基金取崩額	黒字要素(財政調整基金積立、地方債繰上償還)又は赤字要素(財政調整基金取崩)を除外した場合、単年度収支がどのようにになったかを検証。			② 175, 513 ③ 227, 168 ④▲ 19, 863 ⑤▲326, 249 ⑥ 97, 507
	自主財源	自らの機能に基づき自主的に収入するもの (地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入)	一般会計分			②3, 158, 981 ③3, 155, 710 ④3, 580, 031 ⑤3, 967, 254 ⑥3, 817, 231
	将来負担比率	一般会計等、企業会計の地方債現在高、債務負担行為支出予定額、一部事務組合の負担金、退職手当負担金、第三セクター損失補償額、連結実質赤字額の合計から、基金、特定財源、交付税算入見込額を差し引いた額の標準財政規模に対する割合	早期健全化基準 350%			② 17. 5% ③ 10. 4% ④ 13. 2% ⑤ 24. 3% ⑥ 55. 5%
た	単年度収支	当該年度のみの実質的な収入と支出の差額	区分	前年度実質収支が黒字	前年度実質収支が赤字	②▲ 22, 511 ③ 462, 865 ④▲176, 868 ⑤▲314, 784 ⑥ 389, 723
		=当該年度の実質収支-前年度の実質収支	単年度収支が黒字	新たな剰余が生じた	過去の赤字の解消	
			単年度収支が赤字	過去の剰余金を喰う	赤字額の増加	
と	投資的経費比率	一般会計の (普通建設事業費+災害復旧事業費)／歳出総額	支出の効果が最終的に資本形成に向けられる経費の歳出総額に占める割合。数値が高いほど投資的な事業が増していくといえる。			② 16. 5% ③ 12. 9% ④ 14. 1% ⑤ 18. 7% ⑥ 19. 5%
ひ	標準財政規模	(基準財政収入額-地方譲与税-交通安全対策特別交付金)×100/75+地方譲与税+交通安全対策特別交付金+普通交付税	地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう一般財源の総量(規模)			②5, 177, 959 ③5, 291, 130 ④5, 167, 014 ⑤5, 118, 832 ⑥5, 341, 811